



124号

平成24年5月15日

全国間税会総連合会 全間連会報

発行者
全国間税会総連合会
会長 大谷 信義
事務局
〒105-0003 東京都港区
西新橋3-23-6 白川ビル3F
TEL 03(3437)0201
FAX 03(3437)0301
URL <http://www.kanzeikai.jp>
E-mail info@kanzeikai.jp
印刷 株式会社 総 北海



東京スカイツリー

主要目次

平成24年度 税制改正の概要……………	2～3
国の予算等の概要……………	4～5
社会保障・税一体 改革法(案)の概要……………	6～9
局連だより(東京)……………	10～13
広報だより(広島)……………	14
「税の標語」の応募状況 ……	15
全間連の動き／ 全間連通常総会(福井大会)の ご案内……………	16

平成24年度 税制改正の概要

平成24年度の税制改正におきましては、平成22年度・平成23年度税制改正から税制抜本改革へ通じる、税制全体及び各税目についての基本的な考え方に立脚しつつ、特に喫緊の対応を要する、①新成長戦略実現に向けた税制措置、②税制の公平性確保と課税の適正化に向けた取組み、③平成23年度改正における積残し事項への対応、を中心に改正が行われました。

なお、改正事項は多岐にわたるため、主要な事項のみを掲載しました。

一 個人所得課税

1 給与所得控除の見直し

給与所得控除について、給与所得者の必要経費が収入に応じて必ずしも増加するとは考えられないこと、主要国においても定額又は上限があること等から、給与収入1,500万円を超える場合に上限（245万円）が設定されました。

（注）この改正は、所得税は平成25年分から、住民税は平成26年度から適用されます。

2 特定支出控除の見直し

特定支出控除について、給与所得者の実額控除の機会を拡大する観点から、適用範囲の拡大等が行われました。

① 適用範囲に、弁護士、公認会計士、税理士などの

資格取得費、勤務必要経費（図書費、衣服費、交際費）が加えられました。

② 適用判定の基準を給与所得控除額の2分の1（現行：控除額の総額）とされました。

（注）この改正は、所得税は平成25年分から、住民税は平成26年度から適用されます。

3 退職所得課税の見直し

勤続年数5年以下の法人役員等の退職金について、2分の1課税が廃止されました。

（注）この改正は、所得税は平成25年分から、住民税は平成25年1月1日以後に支払われるべき退職金から適用されます。

二 資産課税

1 住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の拡充・延長

高齢者の保有資産の若年世代への早期移転を促進することを通じて経済社会の活性化を図るとともに、東日本大震災後の状況を踏まえ、省エネルギー推進及び耐震性の向上に資する良質な住宅ストックを形成する観点から、住宅取得資金に係る贈与税の非課税措置が拡充・延長されました。

2 山林についての相続税の納税猶予制度の創設

森林法による森林経営計画に基づく施業の継続を条件とし、施業の集約化及び道路の整備を行う山林について、その評価額の80%に対応する相続税の納税を猶予する制度が創設されました。

3 相続税の連帯納付義務の見直し

次の場合には、連帯納付義務が解除されました。

- ① 申告期限等から5年を経過した場合
- ② 担保を提供して延納又は納税猶予の適用を受けた場合

三 法人課税

1 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除

試験研究を行った場合の法人税額の特別控除について、試験研究費の増加額等に係る税額控除制度の適用期限が2年延長されました。

2 環境関連投資促進税制の拡充

平成23年度税制改正で創設された環境関連投資促進税制が拡充され、太陽光発電設備や風力発電設備に係る即時償却制度が創設されました。

四 環境関連税制

1 自動車重量税の見直し

燃費等の環境性能に関する一定の基準（燃料基準等の切り替えに応じて変更。現時点では平成27年度燃料基準等）を満たしている自動車には、平成24年5月1日以降、本則税率が適用されます。それ以外の自動車に適用される「当分の間税率」について、13年超の自動車を除き、引下げが行われました。また、いわゆる「エコカー減税」について、燃費基準等の切り替えが行われるとともに、特に環境性能に優れた自動車に対する減税措置が拡充された上で、平成27年4月まで3年延長されました。

2 地球温暖化対策のための税の導入

地球温暖化の原因となる温室効果ガスの約9割を占めるエネルギー起源CO₂の排出を抑制する観点から、

「地球温暖化対策のための税」が導入されました。

これは、全化石燃料を課税ベースとする石油石炭税にCO₂排出量に応じた税率が上乘せされるもので、平成24年10月から段階的に実施されます。

税率の段階的引上げ

課税物件	現行税率	H24年 10/1～	H26年 4/1～	H28年 4/1～
原油・石油製品 (1KL当たり)	(2,040円)	+250円 (2,290円)	+250円 (2,540円)	+260円 (2,800円)
ガス状炭化水素 (1L当たり)	(1,080円)	+260円 (1,340円)	+260円 (1,600円)	+260円 (1,860円)
石炭 (1t当たり)	(700円)	+220円 (920円)	+220円 (1,140円)	+230円 (1,370円)

五 国際課税

1 徴収共助に係る国内法の整備

我が国が税務行政執行共助条約に署名したこと等に対応して、徴収共助等に関する国内法の規定（①外国租税債権の優先権の否定、②徴収共助等の要請に応じない事由等に関する規定）について、見直しが行われました。

2 国外財産調書制度の創設

内国税の適正な課税及び徴収に資するため、一定額

(5,000万円)を超える国外財産を保有する個人に対し、その保有する国外財産に係る調書の提出を求める制度が創設されました。

3 関連者間の利子を利用した租税回避への対応

過大な利子の支払いを通じた租税回避を防止するため、関連者への純支払利子等の額のうち所得水準の一定割合（50％）を超える部分の金額につき当期の損金の額に算入しないこととされました。

六 沖縄関連税制

沖縄振興等に関する税制について、沖縄の自立的経済の更なる発展に繋がる産業の育成を図る等の観点から、特区に係る税制の拡充等が行われました。

1 沖縄の特別地区制度の見直し

(1) 法人税の所得控除制度の拡充（国際物流、情報通信、金融に係る特区）

- ・所得控除率の引上げ（現行35％⇒新制度40％）
- ・「専ら」要件の緩和：例えば、製造業を営む法人は、原則、常用使用従業員数の20％までの範囲で、自らが製造した製品を販売するための営業拠点を特区外に設置することが可能になりました。

(2) 国際物流拠点産業集積地域の創設

- ・対象地域：那覇空港、那覇港及び中城湾港周辺の指定地域
- ・所得控除制度、投資税額控除・特別償却制度

(3) 観光地形成促進地域及び産業高度化・事業革新促進地域の創設

- ・対象地域：沖縄県知事が策定する計画の中で指定
- ・投資税額控除・特別償却制度

2 駐留軍用地の買取りに係る譲渡所得特別控除の拡充

駐留軍用地の地方公共団体等による買取りについて、譲渡所得の5,000万円特別控除が適用されます。

3 沖縄に関する個別間接税関係の特例措置

- ・沖縄路線航空機に係る航空機燃料税の軽減措置が延長されるとともに、対象路線に「本土―宮古島・石垣島・久米島間」が追加されました。
- ・沖縄発電用特定石炭に係る石油石炭税の免税措置が延長されるとともに、対象に発電用途のLNGが追加されました。
- ・沖縄復帰に伴う特別措置である酒税、揮発油税等の軽減措置が延長されました。

4 沖縄特定免税店制度の船舶旅客への拡充・面積要件の緩和

国の一般会計予算等の概要

平成24年度の国の一般会計予算は、平成24年4月5日に成立し、執行に移されていますが、その概要は次のとおりです。

1 一般会計歳入歳出の概算

平成24年度の一般会計歳入歳出の概算は、次のようになっています。

(単位：億円)

区 分	前年度予算額(当初) (A)	平成24年度概算額 (B)	比較増△減額 (B - A)	伸率
歳 入				%
1 租 税 及 び 印 紙 収 入	409,270	423,460	14,190	3.5
2 そ の 他 収 入	71,866	37,439	△34,427	△47.9
3 公 債 金	442,980	442,440	△540	△0.1
(1) 公 債 金	60,900	59,090	△1,810	△3.0
(2) 特 例 公 債 金	382,080	383,350	1,270	0.3
合 計	924,116	903,339	△20,777	△2.2
歳 出				
1 国 債 費	215,491	219,442	3,951	1.8
2 基 礎 的 財 政 収 支 対 象 経 費 (うち地方交付税交付金等) (うち東日本大震災復興特別会計へ繰入)	708,625 (167,845) (-)	683,897 (165,940) (5,507)	△24,728 (△1,905) (5,507)	△3.5 (△1.1) (-)
3 合 計	924,116	903,339	△20,777	△2.2

2 租税及び印紙収入予算額（一般会計・特別会計の合計額）

平成24年度の国の租税及び印紙収入の予算額（一般会計・特別会計の合計額）は、45兆2,830億円となっています。

これを税目別で見ますと次のようになっており、消費税の収入（国の消費税4%分の収入）は10兆4,230億円で、これは所得税に次ぎ、法人税を上回る税収をもたらす基幹税となっています。

税 目	予 算 額	構 成 比	税 目	予 算 額	構 成 比
直 接 税	億円	%	間 接 税 等	億円	%
所 得 税	134,910	28.8	消 費 税	104,230	23.0
復 興 特 別 所 得 税	495	0.1	酒 税	13,390	3.0
法 人 税	88,080	19.4	た ば こ 税	9,450	2.1
復 興 特 別 法 人 税	4,810	1.1	た ば こ 特 別 税	1,462	0.3
地 方 法 人 特 別 税	16,587	3.7	揮 発 油 税	26,110	5.8
相 続 税	14,300	3.1	地 方 揮 発 油 税	2,793	0.6
直接税計	259,182	57.2	石 油 ガ ス 税	220	0.1
			航 空 機 燃 料 税	566	0.1
			石 油 石 炭 税	5,460	1.2
			電 源 開 発 促 進 税	3,290	0.7
			自 動 車 重 量 税	7,032	1.6
			関 税	9,100	2.0
			と ん 税	100	0.0
			特 別 と ん 税	125	0.0
			印 紙 収 入	10,320	2.3
			間接税等計	193,648	42.8
			合 計	452,830	100.0

(注)

1 総額45兆2,830億円のうち、一般会計分は42兆3,460億円、特別会計分は2兆9,370億円となっています。

2 特別会計の税目別の収入は、次のとおりです。

復興特別所得税	495億円
復興特別法人税	4,810
地方法人特別税	1兆6,587
たばこ特別税	1,462
地方揮発油税	2,793
石油ガス税の一部	110
航空機燃料税の一部	126
自動車重量税の一部	2,862
特別トン税	125

3 直接税と間接税等の比率

平成24年度の予算額における直接税と間接税等の比率（いわゆる「直間比率」）は、前ページの2の表でみるように57.2：42.8ですが、これを過去に遡ってみますと、次のようになっています。

年 度	総 額		直 接 税		間 接 税 等	
	金 額	比 率	金 額	比 率	金 額	比 率
昭和 9 ～ 11年度	百万円	%	百万円	%	百万円	%
	1, 226	100	427	34. 8	799	65. 2
	億円		億円		億円	
25	5, 702	100	3, 136	55. 0	2, 566	45. 0
30	9, 363	100	4, 811	51. 4	4, 552	48. 6
35	18, 010	100	9, 784	54. 3	8, 226	45. 7
40	32, 785	100	19, 416	59. 2	13, 369	40. 8
45	77, 732	100	51, 344	66. 1	26, 388	33. 9
50	145, 043	100	100, 583	69. 3	44, 460	30. 7
55	283, 688	100	201, 628	71. 1	82, 060	28. 9
60	391, 502	100	285, 170	72. 8	106, 332	27. 2
平成 元	571, 361	100	423, 926	74. 2	147, 435	25. 8
5	571, 142	100	396, 582	69. 4	174, 560	30. 6
10	511, 977	100	303, 397	59. 3	208, 580	40. 7
15	453, 694	100	254, 727	56. 1	198, 967	43. 9
16	481, 029	100	279, 858	58. 2	201, 171	41. 8
17	522, 905	100	315, 413	60. 3	207, 492	39. 7
18	541, 169	100	335, 007	61. 9	206, 162	38. 1
19	526, 558	100	323, 273	61. 4	203, 285	38. 6
20	458, 309	100	264, 507	57. 7	193, 802	42. 3
21	402, 433	100	212, 941	52. 9	189, 492	47. 1
22	437, 074	100	246, 225	56. 3	190, 849	43. 7
23 (補正後)	443, 614	100	251, 957	56. 8	191, 657	43. 2
24 (予算)	452, 830	100	259, 182	57. 2	193, 648	42. 8

(備考)

1 この表は国税についてのものであり、一般会計分のほか特別会計分及び専売納付金を含む。

2 直接税、間接税等の区分は、次による。

直接税 所得税（譲与分を含む。）、復興特別所得税、法人税、復興特別法人税、法人特別税、法人臨時特別税、会社臨時特別税、地方法人特別税、相続税、地価税、富裕税、再評価税、地租、営業収益税、資本利子税、鉱業税、臨時利得税、旧税及び還付税収入

間接税等 直接税以外のもの

3 地方法人特別税を除いた場合の平成24年度の計数は、次のとおりである。

24（予算）	436,243	100	242,595	55.6	193,648	44.4
--------	---------	-----	---------	------	---------	------

社会保障・税一体改革に関わる 税制改革法案の概要

政府は、本年2月17日に閣議決定をしていました社会保障・税一体改革大綱に織り込まれていた事項のうち、税制改革に関する部分について、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律案」として取りまとめ、去る3月30日に閣議決定するとともに、国会に提出しました。

この法律案は、7条の条文と附則から構成されており、その中心となっていますのは、消費税法の一部改正（消費税率の引上げ）ですが、所得税法・相続税法の一部改正なども含まれているとともに、今後における検討課題として多くの項目も示されています。

この法律案の概要は、次のとおりです。

1 趣旨（第1条）

この法律は、世代間及び世代内の公平性が確保された社会保障制度を構築することにより支え合う社会を回復することが我が国が直面する重要な課題であることに鑑み、社会保障制度の改革とともに不断に行政改革を推進することに一段と注力しつつ経済状況を好転させることを条件として行う税制の抜本的な改革の一環として、社会保障の安定財源の確保及び財政の健全化を同時に達成することを目指す観点から消費税の用途の明確化及び税率の引上げを行うとともに、所得、消費及び資産にわたる税体系全体の再配分機能を回復しつつ、世代間の早期の資産移転を促進する観点から所得税の最高税率の引上げ及び相続税の基礎控除の引下げ並びに相続時精算課税制度の拡充を行うため、消費税法、所得税法、相続税法及び租税特別措置法の一部を改正するとともに、その他の税制の抜本的な改革及び関連する諸施策に関する措置について定めるものとする。

2 消費税法の一部改正

(1) 平成26年4月1日施行（第2条）

○消費税率を4%から6.3%に引上げ（地方消費税1.7%と合せて8%）

○消費税の用途の明確化

消費税の収入については、地方交付税法に定めるところによるほか、毎年度、制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費に充てるものとする。

○課税の適正化

事業者免税点制度の見直し、中間申告制度の見直し

(2) 平成27年10月1日施行（第3条）

○消費税率を6.3%から7.8%に引上げ（地方消費税2.2%と合せて10%）

3 所得税法の一部改正（第4条）

○所得税の最高税率の引上げ（課税所得5,000万円超について45%）

（注）平成27年分以後の所得税について適用

4 相続税法の一部改正（第5条）

○相続税の基礎控除の引下げ（「5,000万円+1,000万円×法定相続人数」⇒「3,000万円+600万円×法定相続人数」）

○相続税の税率構造の見直し（最高税率を50%⇒55%に引上げ）

○相続時精算課税制度に係る贈与者の年齢引下げ（65歳⇒60歳）

5 租税特別措置法の一部改正（第6条）

○直系卑属（20歳以上）を受贈者とする場合の贈与税の税率構造の緩和

○相続時精算課税制度に係る受贈者の対象拡大（20歳以上の孫を追加）

（注）平成27年1月1日以後に取得する財産に係る贈与税について適用

6 税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策に関する措置（第7条）

第2条から第6条までの規定により講じられる措置のほか、政府は、所得税法等一部改正法附則第104条第1項及び第3項に基づく平成24年2月17日に閣議において決定された社会保障・税一体改革大綱に記載された消費課税、個人所得課税、資産課税、法人課税その他の国と地方を通じた税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策について、それらの具体化に向けてそれぞれ検討し、それぞれの結果に基づき速やかに必要な措置を講じなければならない。（末尾「参考」参照）

7 附則

○消費税率の引上げに当たっての措置（附則第18条）

- ・消費税率の引上げに当たっては、経済状況を好転させることを条件として実施するため、物価が持続的に下落する状況からの脱却及び経済の活性化に向けて、平成23年度から平成32年度までの平均において名目の経済成長率が3%程度かつ実質の経済成長率が2%程度を目指した望ましい経済成長の在り方に早期に近づけるための総合的な施策の実施その他の必要な措置を講ずる。
- ・この法律の公布後、消費税率の引上げに当たっての経済状況の判断を行うとともに、経済財政状況の激変にも柔軟に対応する観点から、第2条及び第3条に規定する消費税率の引上げに係る改正規定のそれぞれの施行前に、経済状況の好転について、名目及び実質の経済成長率、物価動向等、種々の経済指数を確認し、前項の措置を踏まえつつ、経済状況等を総合的に勘案した上で、その施行の停止を含め所要の措置を講ずる。

（参 考）

○第7条で規定されている「税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策に関する措置」の主な事項は、次のとおりである。

1 消費課税

消費課税については、消費税率の引上げを踏まえて、次に定めるとおり検討すること。

イ 番号制度の本格的な稼働及び定着を前提に、関連する社会保障制度の見直し及び所得控除の抜本的整理と併せて、総合合算制度、給付付き税額控除制度等の低所得者に配慮した再分配に関する総合的な施策を導入する。

ロ イの再分配に関する総合的な施策の実現までの間の暫定的及び臨時的な措置として、社会保障の機能強化との関係も踏まえつつ、給付の開始時期、対象範囲、基準となる所得の考え方、財源の問題、執行面での対応可能性等について検討を行い、簡素な給付措置を実施する。

ハ 消費税の簡易課税制度の仕入れに係る概算的な控除率については、今後、更なる実態調査を行い、その結果も踏まえた上で、その水準について必要な見直しを行う。

二 消費税率が段階的に引上げられることも踏まえ、消費税の円滑かつ適正な転嫁に支障が生ずることのないよう、事業者の実態を十分に把握し、次に定める取組を含め、より徹底した対策を講ずる。

- (1) 消費税の円滑かつ適正な転嫁に資するため、事業者等が消費税の転嫁及び価格表示等に関して行う行為についての指針を策定し、その周知徹底を図り、相談等を行うこと。
- (2) 中小事業者向けに相談の場を設置するとともに、講習会の開催等を行うこと。
- (3) 取引上の優越的な地位を利用して下請事業者等からの消費税の転嫁の要請を一方的に拒否すること等の不正な取引の取締り及び監視の強化を行うこと。
- (4) 競争を実質的に制限することにより対価を不当に引き上げる行為を抑止するための独占禁止法の厳正な運用及び便乗値上げ防止のための調査、監督及び指導を行うこと。
- (5) 適正な転嫁等への取組を効果的に推進する観点から、関係行政機関の相互の緊密な連携を確保し、総合的に対策を推進するための本部を内閣に設置すること。

ホ 取引に際しての価格表示と消費税との関係については、外税、内税等に係る様々な議論を勘案しつつ、事業者間取引、相対取引等におけるその表示の在り方を含め、引き続き、実態を踏まえつつ、様々な角度から検討する。

ヘ 医療機関等における高額の投資に係る消費税の負担に関し、新たに一定の基準に該当するものに対し区分して措置を講ずることを検討し、医療機関等の仕入れに係る消費税については、診療報酬等の医療保険制度において手当をすることとし、医療機関等の消費税の負担について、厚生労働省において定期的に検証を行う場を設けることとする。とともに、医療に係る消費税の課税の在り方については、引き続き検討する。

ト 住宅取得については、取引価額が高額であること等から、消費税率の引上げの前後における駆け込み需要及びその反動等による影響が大きいこと

を踏まえ、一時の税負担の増加による影響を平準化し、及び緩和する観点から、住宅の取得に係る必要な措置について財源も含め総合的に検討する。

チ 消費税及び地方消費税の賦課徴収に関する地方公共団体の役割を拡大するため、当面、現行の制度の下でも可能な納税に関する相談を伴う収受等の取組を進めた上で、地方公共団体における体制の整備状況等を見極めつつ、消費税を含む税制の抜本的な改革を行う時期を目途に、消費税及び地方消費税の申告を地方公共団体に対して行うことを可能とする制度の導入等について、実務上の問題点を十分に整理して、検討する。

リ 酒税、たばこ税及び石油関係諸税については、個別間接税を含む価格に消費税が課されることが国際的に共通する原則であることを踏まえ、国及び地方の財政状況、課税対象となる品目をめぐる環境の変化、国民生活への影響等を勘案しつつ、引き続き検討する。

ヌ 酒税については、類似する酒類間の税負担の公平性の観点も踏まえ、消費税率の引上げに併せて見直しを行う方向で検討する。

ル 森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する財源確保について検討する。

ロ 燃料課税については、地球温暖化対策等の観点から当分の間税率が維持されていること及び平成

24年度以降において石油石炭税の税率の上乗せを行うこととしたことも踏まえ、引き続き検討する。

ワ 自動車取得税及び自動車重量税については、国及び地方を通じた関連税制の在り方の見直しを行い、安定的な財源を確保した上で、地方財政にも配慮しつつ、簡素化、負担の軽減及びグリーン化の観点から、見直しを行う。

カ 印紙税については、建設工事の請負に関する契約書、不動産の譲渡に関する契約書及び金銭又は有価証券の受取書について負担の軽減を検討する。

2 番号制度

番号制度については、税務における一層の適正かつ円滑な利用を確保する観点から、番号法及び同法の整備法の公布後、納税者の利便の向上、個人番号及び法人番号の告知、本人確認の実効性の確保並びに調書の拡充による必要な情報の収集等に関する各種の施策について、納税者及び事業者の事務負担等にも配慮しつつ、引き続き検討すること。

3 個人所得課税・法人課税・資産課税・地方税制・国際課税・歳入庁(検討項目省略)

消費税の逆進性緩和策

政府は、社会保障・税一体改革に関わる税制改革法案を取りまとめ、国会に提出しました。今後、国会においてこの法案の審議が行われることとなりますが、この法案の中心をなしているのが、消費税の税率引上げです。

消費税の税率は、現在、地方消費税を含めて5%ですが、この法案によりますと、これを平成26年4月に8%に、そして平成27年10月に10%に引上げることとしています。

消費税の税率の引上げの是非、そして、何時から何%に引上げるかは、財政事情等を考慮した政治判断の問題ですが、いま一つの大きな問題としましては、低所得者対策として、消費税の逆進性をどう緩和するのかということにあります。

この逆進性の緩和策について、いろいろの問題を含んでいますので、その要点を説明させていただきます。

1 消費税の逆進性

消費税は、消費支出に対して一定の税率で課税しますので、消費支出に対しては比例的な負担となります。

しかし、所得を基準にして消費税の負担を考えますと、所得の低い方は、貯蓄に回すゆとりがないため、

所得と消費支出は近い金額になるのに対し、所得の多い方は貯蓄に回すゆとりがあるため、所得に対する消費支出の割合は小さくなります。このことから、所得に対する消費税の負担割合を見ますと、低所得者ほど負担率が高くなるという問題があります。

これを消費税負担の逆進性と言っているのですが、

この逆進性を緩和するために、消費税を導入している多くの国で、軽減税率制度を設けたり、給付付き税額控除制度を設けたりしています。

2 軽減税率制度

食料品など生活に密着した物やサービスを一般の税率（標準税率）より低い税率（軽減税率）とする制度で、これにより低所得者の消費税負担を少しでも軽くしようとするものです。

この軽減税率制度は、ヨーロッパ諸国で広く採用されており、一般的に、食料品、水道水、新聞・雑誌・書籍、医薬品、旅客輸送等がこの対象にされています。

この軽減税率制度は、制度としては分かり易いのですが、一般に次のような問題があると指摘されています。

- ① 何を軽減税率の対象にするかについて合理的な選定をするのが難しい。かつての物品税時代に、何を贅沢品として課税の対象にするかについて絶対的な基準がないため、恣意的な選定がなされているとの多くの批判があったのと同じような問題が生じる。
- ② 制度上は①の選定ができて、関係事業者がそれに該当するかどうかを判断するのは実務上大変で、事業者の事務負担が増えるとともに、その判断をめぐって税務当局とトラブルを引き起こすものとなる。
- ③ 事業者が仕入税額控除を的確に行うために、事業者間の取引については、納品書、仕切書や領収書などの取引関係書類に、取引に際して適用された税率と税額を明示する制度（税額別記のインボイス制度）が必要となり、事業者の事務負担が増えることになる。
- ④ この税額別記のインボイスは、税務署に登録した課税事業者のみが発行でき、免税事業者は発行できないことから、免税事業者からの仕入れは仕入税額の控除ができないため不利となるので、免税事業者は取引から排除されるおそれがある。
- ⑤ 軽減税率を設けると、その範囲にもよるが、その分税率が少なくなるので、一定の税率を確保しようとする、標準税率を高くせざるを得ないことになる。
- ⑥ 食料品等を低い税率にすると、高所得者ほど食料品等をより多額に消費するので、高所得者ほど受ける利益は大きく、低所得者に対する逆進性緩和にはつながらない。

3 給付付き税額控除制度

給付付き税額控除制度は、所得税に消費税額控除制

度を設け、低所得者に対しては、一定額の消費税相当額を所得税額から控除し、控除できない金額は給付（還付）するという制度です。

この所得税における給付付き税額控除制度は、カナダなどで実施されています。

カナダ（消費税の税率は、日本と同じ5%）の制度は、消費税の税額控除額を大人一人につき2万円、子供一人につき1.5万円（金額は、いずれも仕組みを分かり易く説明するための概数です。）と決め、その額をその者（世帯）の納めるべき所得税額から控除し、控除できない場合には給付（還付）しようとするものです。例えば、夫婦子供2人の家庭では7万円になりますので、その家庭の算出所得税額が10万円ならば、所得税の納付額は3万円（10－7万円）となり、算出所得税額が3万円の家庭は4万円（3－7万円＝△4万円）の給付、算出所得税額が0の家庭は7万円が給付されるというものです。

この制度の下では、消費税の税率は単一となりますので、軽減税率制度のような問題は生じることはなく、制度は簡明で、透明性の高いものとなりますが、高額な所得の家庭が給付を受けることがないようにするため、各家庭の所得額（世帯単位で適用することになりますので、世帯全体の所得額）をきちんと把握する必要があります。そのため、国民全員に番号を付けて、個人ごとの所得を管理する納税者番号制度のような制度を設けることが必要になる、という問題があります。

4 税制改革法案の考え方

税制改革法案では、この逆進性の緩和策として、軽減税率制度には先に説明しましたようにいろいろの問題を含んでいますので、軽減税率制度はとらないで、給付付き税額控除制度によることとしています。

この制度をとるためには、納税者番号制のような番号制度を設ける必要があるのですが、現在、この番号制度についても法律案が国会に提出されており、この番号制度が実施される時点から、給付付き税額控除制度を適用することとしています。

そして、この番号制度が実施されるまでの間は、一定範囲の低所得者には、一定金額の消費税負担相当額を給付するという、簡易な給付制度を実施することとしています。

このように、税制改革法案には、低所得者対策として、給付付き税額控除制度を設けること、番号制度が実施されるまでの間は簡易な給付制度で対処するという方向は示されていますが、これらの具体的な内容などは、消費税率の引上げが行われるまでに検討する課題としています。

（文責 専務理事 江川 治美）

東京国税局間税会連合会は、東京都・神奈川・千葉・山梨の各県の1都3県連及び傘下84単位間税会で構成されている。また、東京局間連の中には、貴宝部会、石油ガス部会等の5業種部会が設けられている。

このうち、東京都間税会連合会においては、48単位間税会と数が多いため、これを中央・城南・城西・城東及び西東京という5ブロックに分け、ブロック毎に地区連絡会を設けて、緊密な連絡調整や情報交換を行っている。

○ 組織の現状等

平成23年4月1日現在の会員数は18,644人社で、前年同期の会員数17,962人社に対し、682人社の増加となった。

会員数の推移を過去に遡ってみると、平成12年度までは増加してきていたが、平成13年度からは減少に転じ、昨年まで10年連続で減少が続いていた。

本年は一部の間税会の努力により、局間連全体の会員数はわずかながら増加したが、多くの間税会で減少が続いている。この5年間の会員数の推移は下表のようになっている。

過去5年間の会員数の推移

(単位：人社)

区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
会員数	19,811	19,088	18,570	17,962	18,644
前年度対比	△677	△723	△518	△608	682

このような会員減少に歯止めをかけ、会員増に結びつけるために、毎年11月を会員増強月間と定め、局間連を挙げて会員増強に取り組むこととしている。

また、会員増強に弾みをつけ、各間税会の励みとなるよう、次の基準により組織増強功労者表彰を通常総会の席上において行うこととしている。

- ① 1年間に30人以上の会員増(純増)を実現した間税会
- ② 1年間に20%以上の会員増を実現した間税会
- ③ ①及び②の間税会において、特に顕著な事績を挙げた者(新規加入者の実現数を問わない。)
- ④ ①及び②に該当する間税会以外の間税会(会員増を実現した間税会に限る。)において、特に顕著な事績を挙げた者(年間、おおむね10人以上の新規加入者を実現した者)

○ 会務の運営等

東京局間連は、全間連のお膝元であり、中核であるとの強い意識の下に、全間連の方針及び指示を踏まえ、次のような運営を行っている。

1 諸会議の開催

適時、適切な運営方針をたてるとともに、単位間税会への周知徹底を図るため、総会・年3回の常任理事会の

ほか、次のような会議を開催している。

(1) 正副会長・専門委員長合同会議

常任理事会の開催の前に、常任理事会に諮る事項を事前に審議するために、正副会長・専門委員長合同会議を開催している。

(2) 企画会議

会務運営全般について審議し、会務執行に当たするため、会長・副会長・常務理事(専門委員長)及び専務理事による企画会議を、年3回開催している。

(3) 専門委員会

全間連と同様に総務、財務、会務運営、広報、税制の5委員会を設け、それぞれの委員会は年2回開催してきている。

専門委員会での審議結果は、(1)の企画会議及び常任理事会に報告し、会務運営に反映することとしている。

(4) 全管単位間税会会長会議

全管84単位間税会の会長が一堂に会する全管間税会会長会議を、年2回開催している。

このうち1回は、副会長(複数の副会長がいる会は、代表1名)及び青年部長・女性部長も参加することとしている。

この会議は、局間連の運営方針等を各単位間税会に周知徹底し、連絡調整を密にするための重要な会議になっている。

2 インターネット網の整備

局間連傘下84単位間税会をインターネットで結ぶとの構想の下に、各単位間税会のインターネットホームページの開設作業を進めており、現在、東京都間連傘下48単位間税会は開設済である。

インターネット網が整備されると、各単位間税会から直接、対外的に情報発信を行うのはもちろんのこと、局間連と単位間税会及び単位間税会と会員間の情報伝達がホームページを通じて行えるので、さらに効率的な会務運営が行えるようになる。



昨年9月開催の「全間連第38回通常総会北海道函館大会」は、皆様のご支援・ご協力のもと盛会のうちに無事終了することができました。紙面をお借りし、厚くお礼を申し上げます。



北海道間税会連合会

会長 高橋 則行

現代の文化を支える製紙技術
創業90有余年の歴史と伝統

●兼六ボール ●クラフトボール ●チップボール ●黄板紙
●色ボール ●紙管原紙 ●各種紙器用板紙 ●各種貼合加工品



加賀製紙株式会社

代表取締役社長 中島 秀雄

〒921-8054 金沢市西金沢1丁目111番地
TEL (代) 076(241)1151・(営業直通) 076(241)1155・FAX 076(241)0239

平成24年 全間連第39回通常総会(全国大会)

北陸・福井で開催!!

全国各地から多数のご参加お待ちしております

北陸間税会連合会 会長 中島 秀雄

また、昨年12月には、局間連のホームページの中に、「女性部コーナー」を設け、局間連の女性部のみでなく、単位間税会女性部の活動状況等も掲載することとしている。

このコーナーは、各間税会の女性部が直接、活動状況等を掲載するシステムとすることにより、各間税会のホットな情報を提供し、他の間税会の活動の参考に供することにより、女性部全体の活性化につなげていくことをねらいとして設けたものである。

3 会務運営のマニュアルの作成

単位間税会の会務の円滑な運営に資するため、間税会役員のための「会務運営の手引き」と事務局のための「間税会事務の手引き」という会務運営のためのマニュアル冊子を作成してきている。

平成23年5月に、全間連が、東京局間連が作成しているこれらのマニュアルを全国版として作成し、全間連ホームページに掲載したので、局間連においても同一内容のものを、局間連ホームページに掲載して、単位間税会の円滑な運用に役立てている。

○主な活動状況等

東京局間連では、傘下84単位間税会がそれぞれ局間連の方針を踏まえた上で、地域の実情に即した活動を展開し、局間連全体として効果的な活動となるような取り組みをしてきている。

(1) 「世界の消費税」図柄刷込みクリアファイルの配布

「世界の消費税」図柄刷込みクリアファイルは、平成23年度には全国の作成枚数は720,000枚であったが、東京局間連はそのうち56%強の405,330枚(1単位間税会当たり約4,800枚)を作成し、配布した。

このクリアファイルは、「税を考える週間」中に街頭広報の一環として配布するのが中心であったが、最近では、租税教育用の資料として中学校に持ち込み、先生・生徒に配布したり、関係団体の役員などにも配布している。

いずれの配布先からも大変好評を博しており、間税会を対外的にアピールするための広報活動としても大変意義深いものであると受け止めている。特に、中学生等に配布したものについては、生徒が家に持ち帰り家族にも見せるため、波及効果はかなり大きいと思われるので、今後も中学校等を重点配布先にしたいと考えている。

(2) 「税の標語」の募集

全間連が募集している「税の標語」については、平成23年度の応募数は全国で150,302点であったが、東京局間連からの応募数は、そのうち54%強の81,605点であった。

東京局間連の応募者をみると、間税会会員からの応募も多くあるが、中学校等の生徒が先生の指導の下に、学校を挙げて応募してくる例が増えてきている。

中学生などが「税の標語」に応募する過程で、税を意識し、税を考えることは大変重要なことなので、今後さらに中学校等に対し租税教育活動の一環として採り上げていただくよう、働きかけていくこととしている。

「税の標語」の応募数が多く顕著な取組みをした間税会の取組みなどを、参考までに紹介する。

例1 葛飾間税会

1 募集活動の取組み

当会は、平成19年度より葛飾区立中学校24校の1年生を対象として、「税の標語」募集活動に取り組んできた。

取組みを始めるに当たって、平成19年1月に葛飾税務署で開催された「葛飾租税教育推進協議会」・「葛飾税務署協力関係団体長会議」の席上で、間税会が取組もうとしている「税の標語」募集の説明と、募集協力をお願いをし、各関係者の了解を取り付けた。

4月に、葛飾区立中学校を対象にした「税の標語」募集活動について、改めて葛飾教育長に説明し、協力をお願いをした。

5月に開催された校長会の席上で、「税の標語」の募集活動、趣旨、応募方法及び進め方について説明した。

その席では、全ての校長先生から、賛意と激励をいただき、決意を新たに、具体的な募集活動の準備を始めた。

校長会が終わった後、5月の連休明けに葛飾区立中学校24校を訪問し、校長先生に直接お願いした。

2 募集活動の方法

募集活動を円滑に行うについては、各担当の先生方にご負担をかけない様に注意をした。

持参したものは、校長先生宛のお願い文書、参加記念品として1年生の生徒数に先生の分を足した当会作成の「税の仕組み」のリーフレットと「世界の消費税」クリアファイル、それに応募用紙を生徒数分、全間連・局間連・葛飾間税会の各会報と、応募用紙返送用のレターパックのセットである。

3 選考手順及び表彰

6月末日に応募作品の回収を終えたが、去年は2,900点を超える応募があった。この応募作品について、7月末日までに会長、副会長が選考委員になり、全作品の中から各校毎に20作品を選出した。選出した作品を税務署に持参し、税務署で、署長表彰作品の選定をしていただいた。

四 国 間 税 会 連 合 会

会 長 中 端 正 美

香川県間税会連合会	会長	石川	豊
愛媛県間税会連合会	会長	佐伯	要
徳島県間税会連合会	会長	森	真一
高知県間税会連合会	会長	竹崎	敏夫

広 島 国 税 局 間 税 会 連 合 会

会 長 高 橋 正

広島県間税会連合会	会長	佐々木秀隆
山口県間税会連合会	会長	唐下善次郎
岡山県間税会連合会	会長	浅野 益弘
鳥取県間税会連合会	会長	濱上 正夫
島根県間税会連合会	会長	大谷 厚郎

選定した作品については、全間連・局間連の過去3年分の入選作品と重複していないかを確認した。

葛飾間税会の表彰は、税務署長賞1点、葛飾教育長賞1点、間税会会長賞1点、金賞1点、銀賞2点、佳作数点、入選数点とし、それぞれ賞状と記念品(図書カード)を贈呈した。表彰作品については、応募してくれた学校には、必ず1点は賞に入るようにするよう配慮した。

その他全間連・局間連からの表彰については、表彰式に間に合えば席上で発表し表彰するが、間に合わない場合は、会報で発表し、賞状と記念品を学校に持参することとしている。

銀賞以上の作品は、葛飾区役所及び葛飾税務署の掲示板に貼り出している。

表彰式は、葛飾税務署長、葛飾教育長、校長先生のご臨席を仰ぎ、10月の第3水曜日に葛飾シンフォニーヒルズにて、ご家族の方々もお招きして、厳粛のうちに挙行している。



例2 横浜南間税会

1 募集活動への取組み

当会では、平成21年度から「税の標語」募集に取り組んでいる。当初は、主に管内の各学校で「租税教室」実施時に生徒より作品を募集していたが、翌年度から神奈川県教育委員会を通じ、県下の学校長会へ「税の標語」募集の働きかけを行ったところ、当会だけにとどまらず、県下の各単会への応募点数が倍増した。昨年は当会だけで、2,646点の応募があった。

現在は、まだ学校によって応募点数に差があるが、今後の働きかけによって、すべての学校より多数応募いただけるものと考えている。

応募方法に関しては、従来の「租税教室」受付分に加え、夏休みの課題として「税の標語」作りを推奨し、二学期が始まると同時に、担任の先生より電子メールにて応募を受け付けている。その際に応募書式をあらかじめエクセルに統一しておくことで、多数のデータの整理が楽にできるようになった。

宮崎県間税会連合会

宮崎間税会	会長	木村 繁弘
延岡間税会	会長	原田 隆
都城間税会	会長	石原 学
日南間税会	会長	矢野 貞次
小林間税会	会長	児玉 潤一
高鍋間税会	会長	横田 欽一郎
宮崎県連青年部長		川上 秀博
宮崎県連女性部長		高力 久美子
		役員一同

2 優秀作品の選考及び顕彰

優秀作品の選考には、10名程度の選考委員会を設け、数回の絞込み選考を経て選定している。選考に当たっては、○税の意義を正しく捉えたもの ○税に対する意識を高揚させるもの ○明るく親しみやすいもの ○過去の作品に類似しないもの等に注意しながら、選考するように心掛けている。

顕彰は、横浜南税務署のご協力をいただき、税務署長表彰として1点、間税会会長表彰として8点を選出した。

3 県間連としての「税の標語」募集の取組み

単会はもとより、神奈川県連としても県下の小中学校を中心に「税の標語」募集を行っている。県教育委員会をはじめ、神奈川県、神奈川新聞社、テレビ神奈川を後援として、昨年は164校より13,453点の応募作品があった。

選考は、県教育委員会のご協力をいただきながら、県知事賞、県議会議長賞、県教育長賞、横浜市教育長賞、神奈川新聞社賞、テレビ神奈川賞など合計16点の優秀作品を選び、その受賞者を対象にして、神奈川県庁で表彰式を行った。

4 課題

生徒達が夏休みに作った標語が、単会、県連、局連へと選考を経ながら進達されていくが、応募から数回の選考をしていると



進達締切日までの時間が足りないという問題がある。今後、学校数や応募点数が増えてくると、ますますその傾向は強くなっていくと考えられるので、改善が必要であるとする。

例3 相模原間税会

「租税教室開催時の標語づくりが最も質の高い作品を生む」

当会は、社会人一歩手前の女子大学、専門学校、高校計5校で租税教室を開催している。

小学6年生の租税教室25校は税務署が、5校は税理士会が行い、間税会は、資料の提供(「世界の消費税」クリアファイル)で協力している。

それぞれの租税教室終了時に「税の標語」の作成を生徒達にお願いし、宿題の形で学校に取りまとてもらい、毎年2,000点前後の作品が集まっている。

作品の内容は、単に「夏休みの宿題」として依頼するよりは、租税教室時の作品の方が圧倒的に質が高いといえる。租税教室で学んだ内容が、新鮮なうちに即、素直に作品に反映されるからだ。

同時に応募用紙には、近年の当会の全国入賞作品を「見本」として例示しているので、授業内容と先輩達の作品と重ね合わせて、自ら考えることにより良質な作品が生まれ出されてくる。

地元の「租推協」会長には、税務署長に代わり教育長が就任した。

当会としては、全ての小中学校に「税の標語」の作成を会長である教育長にお願いして、管内全校より標語が集まる仕組みを現在模索中である。

なお、現在は入賞者全員の学校、自宅を役員が訪問して、賞状の伝達をしているが、近い将来「税の標語」と「税の作文」の合同表彰式開催を目指している。



例4 船橋間税会

船橋市立中学校への「税の標語」募集スケジュール

- 2月 募集要項を決定し、教育委員会に後援を依頼。
- 3月中旬 前年度の募集のお礼挨拶及び次年度への引継ぎの挨拶状の発送。
- 4月中旬 新校長への挨拶状の発送。
- 4月末～ 四コースに分かれ各中学校（27校）にお願いにまわる。
- 5月中旬 募集要項、前年度の入選作品集3部、応募用紙50枚、返送用封筒（返送用着払い伝票付）を持参する。
- 6月下旬 各校に募集状況を問い合わせ、協力を要請する。（6月末締切）
- 6月末 各校より着払いにて返送。
- 7月初旬 全標語の到着を確認し、応募学校・点数一覧表を作成する。応募総数5,594点。
- 7月 役員会に応募学校・点数一覧表を提出する。
- 8月末 作品を一覧表にして、全間連に10点（全・局間連用）を送付する。
- 9月 役員会で一次審査を行う。（応募した各校には、必ず入賞者を選出するようにするのが望ましい。）
- 10月 役員会で署・間税会としての最優秀、優秀、佳作作品の最終決定をする。
入賞者の氏名等の確認及び全・局間連へ入賞者の問合せを行う。
- 11月 校長先生への挨拶状、入選作品集、賞状、副賞の作成準備を行う。
入選作品集は、応募者数+応募校×20+翌年度分27校×5+署等予備数を作成している。
応募者全員にクリアファイルを贈呈している。（各校とも先生用として+20部）
賞状はA3のものを利用。（全間連マーク入り賞状は1枚120円）
- 12月 役員が4コースに分かれて各中学校を訪問し、署・間税会及び全・局間連の表彰状、副賞、入選作品集等を一緒に持参する。

◎副賞 図書カード 最優秀：5,000円・優秀：1,000円
・佳作：500円 税務署長賞：5,000円

◎応募作品のコンピューター打ち込みは、外部に発注しており、1件につき10円を負担している。

(3) 「税を考える週間」行事等への積極的参加

従来、「税を考える週間」には、多くの間税会では会独自でクリアファイルを街頭や、市民まつり・区民まつり等のイベント会場で配布したり、デパートなどで税金に関する資料展示をするなどの広報活動に取り組んできていたが、最近では、他の税務関係団体にも働きかけ、共催で実施する事例が増えてきた。他の団体と連携を保つことは極めて重要なことであるし、また、地域社会に与える影響もより大きくなるほか、間税会の存在をアピールすることにもつながるので、今後ともより積極的に、他の団体に共催実施することを働きかけることとしている。

また、「税の標語」の表彰式及び展示を、「税を考える週間」の行事として行っている間税会も増えている。

(4) 確定申告期の広報

消費税の確定申告期には、多くの間税会で、確定申

告書の早期提出、期限内納付を呼びかける広報活動を行っている。その方法として、広報車による管内巡回、タクシー会社やバス会社の協力の下に、タクシーやバスの車両へのステッカーの貼付やポスターの掲示、ビル壁面や歩道橋など見やすい箇所への懸垂幕や横断幕の掲示などを行っている。

(5) e-Taxの利用推進

昨年11月、東京国税局管内の関係民間団体を挙げてe-Tax利用推進を図るため、東京の新名所として多くの人が集まる東京スカイツリー関連施設に「e-Tax利用推進に係る横断幕」を掲示したが、東京局間連もこれに参画するとともに、積極的にe-Taxの利用推進に努め、多くの間税会が国税当局から表彰を受けた。

(6) 青年部・女性部合同講演会の開催

青年部・女性部では、毎年、合同で講演会を開催してきている。

昨年は、第29回目となり、10月28日に、第一部として、全間連会長の大谷信義様に「歌舞伎と歌舞伎座」という演題で、また、第2部として、俳優であり歌手である高橋元太郎様に、スリーファンキーズの一員としてデビューした当時や、テレビ番組「水戸黄門」での「うっかり八兵衛」役などの体験を踏まえた講演とともに、若々しい声で多くの歌を披露していただいた。

この講演会は、毎年大好評で、青年部・女性部のみでなく本会からも多くの参加者があり、今回も500名の参加者があり大盛況であった。

また、講演終了後には、幹部役員などから提供された多くの景品が当たる福引があり、これも参加者の楽しみになっている。

最近開催した講演会の講師は、次のとおりである。

平成22年度	国税庁消費税室長	木本 聡子様
	野球評論家・元読売巨人軍投手	桑田 真澄様
平成21年度	東京国税局課税第二部長	本田 光宏様
	女優・歌手・木板画家	ジュディ・オング様
平成20年度	東京国税局消費税課長	小林 幸夫様
	歌舞伎俳優	中村 錦之助様
平成19年度	国税庁消費税室長	松田 晴夫様
	映画俳優	宝田 明様
平成18年度	ケニア大使館ツーリズムアシスタント	刑部 永理様
	毎日新聞社政治担当特別顧問	岩見 隆夫様

(7) 女性部懇親会の開催

毎年4月に、傘下84間税会の女性部長等の幹部役員が集まり、なごやかに昼食をとりながら情報交換をした後、講演会・研修会を開催している。

本年は4月24日に、元俳優であり現千葉県知事の森田健作様の講演、東京国税局課税第二部長小平忠久様の講演が行われた。

また、全間連専務理事江川治美様の社会保障・税一体改革の内容及背景についての話もあり、大変有意義な集まりであった。

(8) 局間連会報の発行

会員に対する会務の報告、情報提供の一環として、毎年2回（1月及び9月）、東京局間連会報を発行している。



高橋元太郎様

◇◇広島局間連・広報活動の現状◇◇

1 はじめに

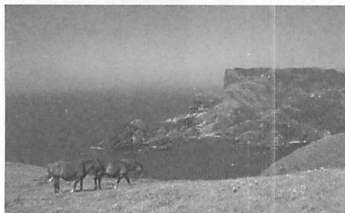
広島局間連には、五つの専門委員会があります。(総務委員会・財務委員会・会務運営委員会・広報委員会・税制委員会) それぞれの委員長が全間連の委員を務めています。

広報委員会は、委員長をはじめ4名の委員が在籍し、「間税だより」発刊に合わせ、広報委員会を開催し、掲載記事内容等を協議しています。

2 間税だよりの発刊

- (1) 発刊回数 年3回(5月 9月 1月)
(23年5月分からオールカラー印刷)
- (2) 発刊部数 9,280部
- (3) 発刊状況 過去6回の発刊状況は下記のとおり
- (4) 発刊内容 毎回、表紙には、各県連の持ち回りで、地元の写真を掲載しています。

- ①22年5月123号 瀬の浦の観光鯛網(広島県)
②22年9月124号 山陰海岸ジオパーク(鳥取県)
③23年1月125号 吉備神社(岡山県)
④23年5月126号 関門橋(山口県)
⑤23年9月127号 国賀海岸(島根県)
⑥24年1月128号 平清盛公日招像(広島県)



平成23年9月発刊127号
国賀海岸(島根県)

記事内容は、各単位会の行事を中心に掲載、その他、シリーズものとして賛助会員に「会員を訪ねて」として、順番制で企業の活動状況を紹介しています。

3 「税の標語」募集状況

- (1) 過去3年間の応募状況は次のとおり。

年度	21年度	22年度	23年度
応募点数	2,126	3,112	2,190

4 青年部・女性部の活動状況

【広島局間連青年部・女性部】の設立及び活動状況

青年部・女性部の設立は、間税会の活性化に繋がることは勿論、会員増強の大きな原動力となります。23年度は2単位会で女性部が設立、1単位会で青年部が設立しました。その結果、女性部は前年比+174名、青年部は前年比+46名と大きな成果が出ました。

青年部・女性部は毎年実施している活動報告会を、本年も実施しました。今回は青年部・女性部主催で、「我が国の財政と税を考える」という演題で、川上尚貴広島国税局長の講演会を開催し、会員100名以上の参加がありました。講演会後、青年部・女性部の活動報告会を開催し、代表の6単位会が発表しました。



広島国税局長講演会



活動報告会後の懇親会

5 「税を考える週間」行事の紹介

広島局間連傘下の単位会における「税を考える週間」行事について代表的なものを紹介します。

①広島東間税会(女性部)

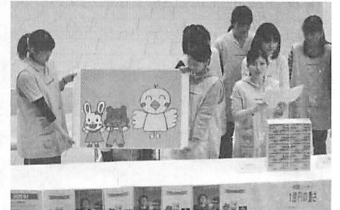
平成23年11月11日、広島市中区八丁堀天満屋交差点において、23年度「税の標語」最優秀作品を記したPR看板を設置し、除幕式を行い、その後、横断幕を持ち、北村広島東税務署長と共に本通り商店街をパレードしました。

その後、通行人に、クリアファイル、リーフレット等を配布し、街頭PRを実施しました。



②広島西間税会

平成23年11月14日、広島市西区アルパーク東棟 時計広場において、租税教室の一環として「あきくともみじちゃんのくらしと税金」と題して、紙芝居によるPR活動を実施しました。



③岡山東間税会

岡山東間税会では、平成23年11月11日～17日までの期間、看板とスピーカーを積載した車で、広報活動を行いました。広報内容は「e-Tax」音頭をスピーカーで流しながら、「消費税の申告と納税は期限内に適正に」と、消費税の申告は電子申告「e-Taxで」をPRしました。また、11日には、宣伝カーの街頭出発式を行い、広報車による街頭PRを行いました。



6 広島局間連傘下単位会のディベート大会

広島局間連傘下の単位会における「ディベート開催」について、代表的なものを紹介します。

①広島東間税会 安田女子学園の「小論文発表」大会

本年度も、小論文テーマを『復興と政府の果たす役割』と題して、2年生生徒228名の中から代表6名が小論文発表を行いました。



②広島東間税会 崇徳中学校ディベート大会

本年度も、3年生生徒25名によるディベート大会が開催されました。テーマは『大きな政府VS小さな政府』で、サブテーマを復興と政府の役割と題し、少子・高齢化に伴う社会保障給付などの増加や、東日本大震災からの復興への取組み、その財源である税の国民負担の在り方などについて、討論が行われました。



③呉間税会 呉三津田高校のディベート大会

本年度で7回目となるディベート大会が開催されました。

今回は「社会保障を充実させるため消費税を増税すべきである」をテーマで、消費税増税の「肯定派」、「否定派」の双方に分かれ白熱した討論が展開されました。



「税の標語」の応募状況

「税の標語」の募集は、平成5年度から実施しており、平成23年度は19回目になりました。

平成23年度におきましては、間税会会員、その家族や知人などのほか、小中学校等を通じてその生徒、さらにはインターネットにより、広く募集した結果、全国から150,302点（昨年度：121,968点）にのぼる多数の応募がありました。

「税の標語」の募集は、今では「世界の消費税」図柄刷込みクリアファイルの配布と並んで、間税会にとって租税教育及び税の啓発活動の観点から、主要な事業になってきています。

この募集活動をさらに進めるために、「税の標語」を300点以上募集した間税会に対しては、全間連から報奨金が支給されることになっているのですが、平成23年度におきましては、88の間税会に支給がなされました。

○「税の標語」局間連別の応募状況

区 分	平成23年		平成22年	
	応募数	構成比	応募数	構成比
東 京	81,605	54.3	64,985	53.3
関 東 信 越	15,062	10.0	13,646	11.2
大 阪	0	0.0	0	0.0
北 海 道	3,210	2.1	1,836	1.5
仙 台	1,552	1.0	3,298	2.7
東 海	33,886	22.6	24,342	20.0
北 陸	773	0.5	519	0.4
広 島	2,212	1.5	3,112	2.6
四 国	3,278	2.2	2,045	1.7
福 岡	5,421	3.6	3,309	2.7
南 九 州	2,716	1.8	4,517	3.7
沖 縄	322	0.2	138	0.1
業 種	0	0.0	0	0.0
ネ ッ ト 他	265	0.2	221	0.2
合 計	150,302	100.0	121,968	100.0

○報奨金の支給対象となった間税会と応募数

局間連	間税会	応募数(点)	局間連	間税会	応募数(点)
東 京	立 川	7,751	関東信越	大 宮	2,108
"	木更津	6,547	"	宇都宮	1,512
"	船 橋	5,594	"	上 田	1,330
"	松 戸	5,515	"	藤 岡	1,111
"	甲 府	4,239	"	浦 和	720
"	東 金	3,525	北海道	室 蘭	1,099
"	千葉東	3,523	"	函 館	703
"	葛 飾	2,971	"	滝 川	341
"	荒 川	2,763	"	根 室	325
"	町 田	2,744	仙 台	白 河	1,028
"	横浜南	2,646	"	喜多方	501
"	茂 原	2,358	東 海	桑 名	4,126
"	練馬西	2,260	"	松 阪	3,082
"	相模原	2,122	"	静 岡	3,023
"	小石川	1,916	"	鈴 鹿	2,952
"	渋谷	1,810	"	津	2,772
"	麹 町	1,463	"	伊 勢	2,219
"	北 沢	1,461	"	沼 津	2,106
"	平 塚	1,382	"	大 垣	2,030
"	東村山	1,240	"	岐阜北	1,750
"	本 所	1,200	"	津 島	1,603
"	神奈川	1,164	"	浜松西	1,245
"	大 和	1,077	"	藤 枝	1,226
"	戸 塚	1,038	"	伊豆下田	1,093
"	中 野	1,007	"	名古屋東	630
"	佐 原	1,004	"	尾張瀬戸	582
"	江東西	954	"	新 城	580
"	川崎北	935	"	三 島	519
"	武蔵府中	888	"	熱 田	489
"	世田谷	866	"	東三河	463
"	江東東	822	"	伊 賀	316
"	麻 布	745	北 陸	福 井	479
"	玉 川	711	広 島	広島東	1,510
"	本 郷	698	四 国	阿波麻植	1,434
"	川崎南	688	"	伊予西条	1,206
"	京 橋	542	"	高 知	569
"	芝	509	福 岡	飯 塚	2,067
"	日 野	504	"	小 倉	1,437
"	鎌 倉	425	"	田 川	1,027
"	武蔵野	401	"	武 雄	692
"	緑	341	南九州	菊 地	2,006
"	向 島	337	"	熊本西	375
関東信越	高 田	5,430	"	玉 名	335
"	新 津	2,709	沖 縄	那 覇	322

(注)「税の標語」の募集活動に対する報奨金については、単位間税会からの年間の応募数に応じて、次の基準により支給される。

応募数	300～1,000点未満	2万円
	1,000～2,000点未満	4
	2,000点以上	6

「税の標語」募集

平成24年の「税の標語」を募集します。

◆内 容

税（消費税に限定しません。）のPRになるものであれば、形式は、俳句・川柳調の5・7・5にこだわることなく自由です。短歌調のように長くなっても差し支えありません。

ただし、未発表のものに限ります。また、過去の入賞作品と同じものや著しく類似しているものは、入賞作品として採用しません。

◆募集要領

○対 象 者 会員、非会員を問いません。

○応募方法 「郵便」「FAX」又は「全間連インターネットホームページ」により、住所、氏名、電話番号、会員の場合には所属間税会を書いて応募してください。「郵便」又は「FAX」の場合、判読できるよう明瞭な記載をお願いいたします。

○募集期限 平成24年9月10日(月)

○応 募 先 全国間税会総連合会事務局
〒105-0003

東京都港区西新橋3-23-6 白川ビル
FAX 03-3437-0301

ホームページアドレス <http://www.kanzeikai.jp>

◆入賞作品

最優秀作品1点、優秀作品4点、佳作作品10点、入選作品185点、合計200点を入賞作品とし、入賞者には賞状と記念品を贈呈します。

◆「税の標語」の募集には、一般財団法人蔵財務協会の後援を受けています。

◆応募用紙記載例（郵便はがき）

「税の標語」

- ① 深めよう 税への理解と 正しい知識
- ② 世代越え 未来を支える 消費税

住 所

氏 名

電話番号

所属間税会 局間連

単位間税会

常任理事会開催される

去る1月23日(月)開催の納税功労表彰受彰祝賀会に先立って、常任理事会が開催されました。

主な議事内容は、次のとおりです。

1 共 通 関 係

- (1) 平成23年度納税功労表彰受彰祝賀会等次第が、了承されました。
- (2) 平成24年度全間連会議・行事計画・今年の課題が提案どおり承認されました。

この議事の中で、全間連第39回通常総会は、北陸間連の担当で、9月27日(木)福井市A O S S A(アオッサ)において開催することが確認されました。

また、第40回通常総会は、東京局間連の担当で、東京において、第41回通常総会は福岡局間連担当で行うことが了承されました。

- (3) 平成23年分の所得税及び個人事業者の消費税確定申告期の行政協力について要請があり、了承されました。
- (4) 平成23年分の活性化等推進費(「税の標語」の募集関係)の支給対象について説明があり、了承されました。
- (5) e-Taxの利用促進について説明があり、了承されました。

2 広 報 関 係

- (1) 「世界の消費税」図柄刷込みクリアファイルは、世界の消費税(付加価値税)の状況を周知し、更に間税会をアピールするためにも大変効果的なもので、本年も昨年(昨年の作成枚数:72万枚)以上に積極的な作成と効果的な活用に取り組むこととされました。

なお、全間連への作成申込みは6月末を期限とし、全間連から各局間連等への送付は8月下旬ないしは9月上旬を目途とすることとされました。

- (2) 本年も全間連の主要行事の一つとして「税の標語」の募集と活用に積極的に取り組むこととされました。

なお、応募期限は9月10日(月)とし、全間連への進達期限は9月末日とされました。

3 税 制 関 係

- (1) 平成24年度税制改正大綱の内容について説明があり、了承されました。
- (2) 社会保障・税一体改革素案と間税会の対応等について、社会保障・税一体改革素案の内容について説明があり、それに対する間税会の対応としては、今まで全間連が要望してきた事項は、全て採り入れられており、今後、素案を中心として、消費税の見直しについての議論が広く行われることになると思われるが、素案の改正方向は全間連の要望内容に沿ったものであることを念頭において、会員の方々に素案の内容等をよく理解していただくとともに、周辺の方々にもこれらの制

度の内容などを説明し、理解を求めていくこととする旨の説明があり、了承されました。

- (3) 税制及び執行並びに歳出に関する提言活動について、平成25年度の税制改正等に向けての検討日程などの説明があり、了承されました。
- (4) 消費税等に関するアンケート調査について、平成25年度の税制改正等に向けての提言内容は、社会保障・税一体改革素案の審議等の動向によって、アンケート調査の項目が変わってくると思われるので、素案の審議等の状況を見極めるため、アンケート調査日を4月1日ではなく、後日に延ばすことが適当であるとの説明があり、了承されました。

全間連の主な動き (24. 1. 23~5. 8)

- | | | |
|----------|--|-----|
| 1月23日(月) | 税制委員会、正副会長会議、常任理事会、
納税功労表彰受彰祝賀会、新年賀詞交歓会 | 東京 |
| 2月16日(木) | 女性部役員会・国税庁幹部との
意見交換会 | 東京 |
| 2月17日(金) | 第11回モデル会会長会同 | 事務局 |
| 4月3日(火) | 幹事会 | 事務局 |
| 5月8日(火) | 広報委員会 | 事務局 |

第39回通常総会(福井大会)のご案内

北陸間税会連合会 会長 中島 秀雄

全間連第39回通常総会は、北陸間税会連合会の担当により、下記日程で開催いたします。

当連合会では、福井の特色を活かし、皆様方に楽しんでいただける大会となるよう鋭意準備を進めていますので、会員の皆様多数のご参加をお待ちしております。

記

- | | |
|------------|--|
| 1 開催日 | 平成24年9月27日(木) |
| 2 会 場 | A O S S A (アオッサ)
(福井市手寄1丁目4番1号) |
| 3 次 第 | 正副会長会議 11:30~12:40
常任理事会 13:00~13:50
青年部総会 13:15~13:50
女性部総会 13:15~13:50
通常総会 14:00~15:20
記念講演 15:40~16:40
(講師 福井県立恐竜博物館特別館長
東 洋一氏) |
| | 懇親会 17:00~18:40 |
| 4 エクスカーション | 9月28日(金) |

以上